



- I. 証券取引等監視委員会の調査手法について
- II. 内部通報者へのフィードバック
- III. 経産省及びISOの腐敗防止に関する規範・指針

2017年
3月号

I. 証券取引等監視委員会の調査手法について

執筆者: 木目田 裕

平成 29 年 1 月 20 日、証券取引等監視委員会(以下「SESC」ということがあります)は「証券取引等監視委員会中期活動方針(第 9 期)―四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ―」を公表しました。この活動方針について、SESC 関係者の解説として、佐々木清隆「証券取引等監視委員会中期活動方針(第 9 期)の概要」金融財政事情 2017 年 3 月 6 日号 36 頁などがあります。

SESC の活動方針には注目すべき点が多数ありますが、特に興味を引いたのは次の部分です。

「目標達成のための 5 つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報力の強化

(1)市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

市場構造が急速に変化する中で、市場における問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていきます。

具体的には、マクロ経済環境の変化に伴う上場企業等の業績や株価への影響が不公正取引等のリスクとなり得ることから、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有し、検査・調査に活用していきます。

(中略)

3. 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み

(2)検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用

個別事案の検査・調査では、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していきます。」

インサイダー取引等の不公正取引や虚偽有価証券報告書等の提出等の開示義務違反に関し、「市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視」、「マクロ経済環境の変化に伴う上場企業等の業績や株価への影響が不公正取引等のリスクとなり得る」、「国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い」といったキーワードから考えるのは、SESC も、近時、独禁法の調査で言われているような「スクリーニング」という違反事実の端緒を探知

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

する手法の利用を意識しているのではないかと、思われます。スクリーニング手法とは、要するに、マクロ経済情勢や産業データ、個別企業データなど、一般的に入手可能な情報や公表情報等を用いて、統計的分析も時には駆使しつつ、談合、カルテル等の競争法違反行為の端緒を見つけ出す調査手法です。資料としては、例えば、平成 28 年 6 月 24 日付け公正取引委員会・競争政策研究センター「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究」や、同研究で引用されている文献等を参照して頂けると、ある程度イメージを掴むことができると思います。従来から、発行企業の適時開示情報と個別売買の状況を時系列化して、インサイダー取引の端緒を掴むという手法は採られていると思いますが、こうしたアナログ的な分析を、デジタル化ないしプロファイリング化するのがスクリーニング手法であると、私は理解しています。例えば、マクロ経済の状況等から、投資家からの利益引上げ要求が特に強い個別企業や業態、工事進行基準や引当金といった見積り・裁量性の強い勘定科目が財務諸表に占める質的・量的割合、過去の財務諸表の数値の時系列分析、外国企業を含む同業他社の数値とのアナロジーなどで、粉飾決算を行っている可能性の高い企業を抽出して、そこに SESC が検査に入るといったイメージです。欧米でも、一般刑法犯であれば、例えば、ビッグデータ分析で犯罪発生可能性の高い場所・時刻・条件を抽出し、重点的に警察官を配置して予防・検挙に活かしたり、プロファイリングで犯人像を絞り込んで犯人特定に活かすなど、(もとより、これだけに全面依存はできませんが、)こうしたスクリーニング手法ないし考え方は既にかなりの程度有効に使われています。

また、以上の発想と組み合わせつつ、SESC の活動方針における「個別事案の検査・調査では…そこで得られたインテリジェンス情報を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していきます」という記載を見ると、今後は、例えば「ある業態の会社で粉飾決算やインサイダー取引等があったら、具体的な嫌疑を示す材料はなくても、同一業態・同規模の他社に SESC が調査に入る」といった事態(SESC の調査が水平展開されていく事態)を想定しておく必要があるのかもしれない。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

II. 内部通報者へのフィードバック

執筆者: 山田 将之

消費者庁は、平成 29 年 3 月 21 日付けで「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」を改正しました。このガイドラインは国の行政機関向けのものであり、民間事業者には適用されるものではありません。このガイドラインの改正により、「各行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する」とこととされ、国の行政機関においては通報者へのフィードバックは原則として義務であるとされました。

通報者へのフィードバックについては、公益通報者保護法第 9 条が、公益通報者から書面で公益通報を受けた事業者は、通報対象事実に対する是正措置等や通報対象事実が認められなかった旨を、公益通報者に対し遅滞なく通知するよう「努めなければならない」とし、通報者へのフィードバックを「義務」ではなく「努力義務」としています。これは、そもそも事業者には強制的な調査権限がないため、社内調査をしたくても調査ができない場合があることに加え、公益通報への対応を含む不祥事対応は、リスク対応の問題であり、一義的には事業者の経営判断に委ねられていることから、一律にフィードバックを義務付けるのは適当ではないと考えられているためです。フィードバックを原則として義務付けている上記ガイドラインは、国の行政機関に対し、法律よりも厳しい義務を課しているものといえます。

現実の事例を見ると、会社の役職員が違法行為を行っているとの内部通報があり、社内調査を実施したものの、違法行為は確認されず、そのことを通報者に説明しても理解を得られないといったことが少なからずあります。このような場合、通報者は会社に対して一方的に不信感を募らせているので、同一又は別の事実について(場合によっては数年に亘り)内部通報を繰り返すといった行動に出ることがあり、当職らも対応の相談を受けることがあります。このような事例においては、通報者に嫌がらせ目的等の不正の目的(公益通報者保護法第 2 条 1 項柱書参照)がある場合はもちろん、そうでない場合であっても、通報の態様や通報内

容、通報者の態度等の事情によっては、もはや通報者への対応を要する正当な内部通報ではないとして、通報者へのフィードバックを行わないとの対応をとることも、会社の経営判断として認められ得るものと思われま



やまだ まさゆき
山田 将之

西村あさひ法律事務所 弁護士
m2.yamada@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2012-2013年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

Ⅲ. 経産省及び ISO の腐敗防止に関する規範・指針

執筆者: 藤井 康次郎

近時、世界各国で腐敗防止へ向けた規制の導入・強化の動きが活発化していますが、各企業において構築すべき体制のあり方については、経済産業省が「外国公務員贈賄防止指針」(平成 27 年 7 月 30 日最終改訂。以下「経済産業省指針」といいます。)を公表しています。経済産業省指針においては、各企業が体制を構築・運用するにあたっての重要な視点として、経営トップの姿勢・メッセージの重要性、リスクベース・アプローチ、及び腐敗行為リスクを踏まえた子会社における対応の必要性の 3 つが挙げられ、また、望ましい体制の要素として、以下の 6 つが掲げられています。

- 基本方針の策定・公表
- 社内規程の策定(社交行為や代理店の起用など高リスク行為に関する承認ルールや、懲戒処分に関するルール等)
- 組織体制の整備
- 社内における教育活動の実施
- 監査
- 経営者等による見直し

また、2016 年 10 月、ISO(国際標準化機構)は、腐敗防止マネジメントシステム(Anti-Bribery Management System)に関する世界初の国際規格である ISO37001 を公表しています。ISO37001 は、これまでの国際的な議論を踏まえ、腐敗防止に関するリスクマネジメントを効果的に実施するためのフレームワークを提供するものであり、第三者審査による認証の対象となることも想定されています。ISO37001 では、効果的に腐敗行為を予防、発見、対処するために必要な諸対応が示されていますが、具体的には、以下のような項目が規定されており、最新の実務対応を反映したものとなっています。

- 腐敗行為防止のポリシーと手順の策定
- 経営トップのリーダーシップ、コミットメント、責任
- コンプライアンスマネージャー等による監視
- 腐敗防止に関する社内トレーニング
- プロジェクトやビジネスパートナーに対するリスク評価とデュー・デリジェンス
- ファイナンス、調達、販売、契約内容の管理
- 情報開示、監督、調査、評価
- 継続的な改善

適切なコンプライアンス体制を整備しているか否かは、実際に米国の FCPA 違反として訴追を受けた場合に、責任を軽減する要素となるほか、英国贈収賄防止法においても、「適正な手続(adequate procedures)」の実施が、贈収賄行為防止措置を怠った企業による犯罪に係る抗弁(違法性阻却事由)になるものとされています。

FCPA や英国贈収賄防止法を念頭に置いたコンプライアンス体制を構築する際には、各国当局が発行している各ガイドライン(米国司法省と証券取引委員会(SEC)が公表している”A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act”、英国司法省(Ministry of Justice)が公表している”Bribery Act 2010: Guidance to help commercial organisations prevent bribery”)を参照し、それぞれの要求事項を遵守することが必要となりますが、経済産業省指針や ISO37001 は、これらの内容も踏まえた上で策定されています。



ふじい こうじろう
藤井 康次郎

西村あさひ法律事務所 弁護士
k.fujii@jurists.co.jp

主たる業務分野は独占禁止法、危機管理業務、通商法。ワシントン D.C.のクリアリー・ゴットリーブ・スティーンアンド ハミルトン法律事務所勤務 (2011-2012 年)。経済産業省通商機構部参事官補佐 (2012-2014 年)。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。